

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援概要

市民の皆様向けの主な支援内容をまとめました。詳細は相談窓口へお問い合わせください。



困りごと

主な支援内容

相談窓口

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

支援内容：新型コロナウイルス感染症や疑いにより会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から支給

住居確保給付金

支援内容：離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少し、住まい（賃借）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労の支援とともに、賃貸住宅の家賃を支給します。
※収入・資産要件等があります。支給は直接貸主等へ支給されます。



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(令和4年8月31日まで受付)

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯や、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了してもなお、生活が困窮している世帯で、一定の要件（収入・資産・就労活動、等）を満たす生活困窮世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を行います。
※対象となる可能性がある世帯には福祉課から通知が届きます。
支給額（月額） 単身6万円、2人世帯8万、3人以上世帯10万円



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (令和5年2月28日受付終了)

支援内容：新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰の影響を受け家計が悪化し、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
児童1人当たり一律5万円



ひとり親世帯分 ひとり親世帯以外分

加入している
健康保険組合

菊川市役所
福祉課
TEL 0537-37-1251

菊川市役所
福祉課
TEL 0537-37-1251

菊川市役所
子育て応援課
TEL 0537-35-0914

収入が
減った
生活費が
必要

給
付
金
等

市民の皆様 向け

※令和4年7月1日現在 最新の情報は市ホームページなどでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援概要

市民の皆様向けの主な支援内容をまとめました。詳細は相談窓口へお問い合わせください。



困りごと

収入が
減った
生活費が
必要

主な支援内容

相談窓口

貸付

生活福祉資金貸付制度（令和4年8月31日まで受付）

対象：新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方
支援内容 ●主に失業した方(総合支援資金)
単身…15万円以内/月、2人以上…20万円以内/月 貸付期間：原則3か月以内
●主に休業した方(緊急小口資金)学校等の休業等の特例…20万円以内、その他…10万円以内



菊川市社会福祉協議会
TEL 0537-35-3724

仕事を探し
ている

仕事

なでしこワーク

対象：仕事を探している方
支援内容：求人紹介、ハローワーク職員との相談が可能です。
●日時：毎月第3金曜日（午前9時30分～11時30分）
●場所：菊川市役所庁舎東館3階会議室



ハローワーク掛川
TEL 0537-22-4185
菊川市商工観光課
TEL 0537-35-0936

税金・料金
などの
納付に
困っている

納税相談

国税・地方税の納税相談

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限内に納付することが困難な人
支援内容：納付に関する相談
※国税は掛川税務署、県税は磐田財務事務所へお問い合わせください。



菊川市役所税務課
TEL 0537-35-0910

納付猶予

水道料金、下水道使用料、平尾コンプラ使用料

対象：新型コロナウイルスの影響により、納期限内に納付することが困難な場合
支援内容：納付猶予や納付に関する相談



水道料金

菊川市水道料金お客さまセンター
TEL 0537-73-1120

減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年に比べ30%以上減少することが見込まれる場合（前年の所得が1,000万円以下 ※介護保険料を除く）
支援内容：令和2年2月1日から令和5年3月31日までに、納期限の保険税・料について、申請により前年の所得に応じて全額免除または一部免除



菊川市役所市民課
TEL 0537-35-0915
菊川市役所長寿介護課
TEL 0537-37-1253